

2. 機能および仕様

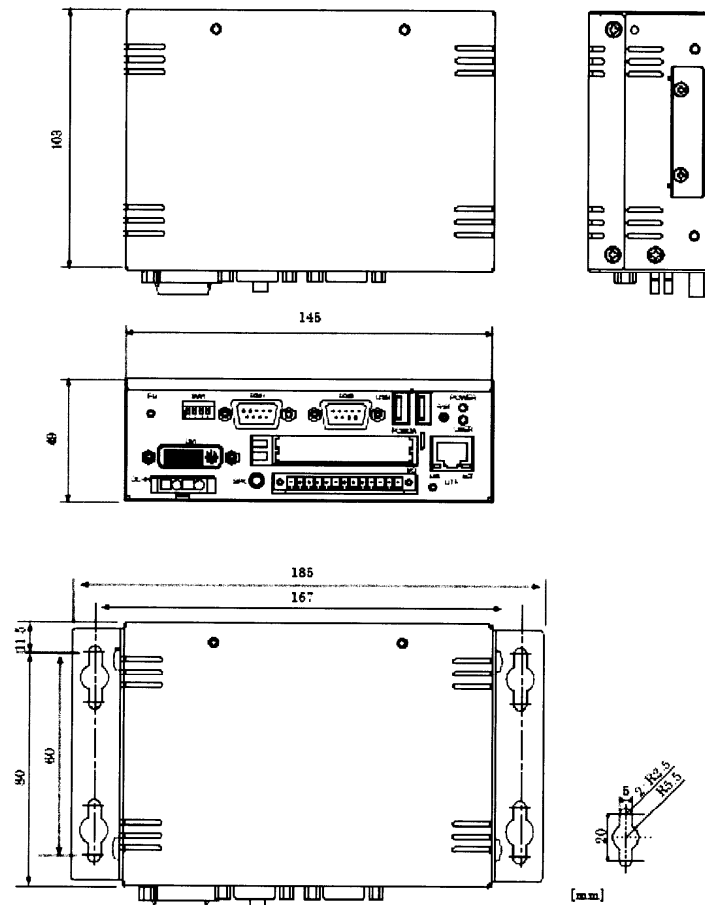
(1) 本体装置

外部の GPS レシーバからの情報を収集・制御・蓄積を行います。

<機能仕様>

項目	仕様
①CPU	SH-4 HD6417751RBP 240MHz
②メモリ	32MB
③COMポート	COM1(16550互換、9ピン D-SUB) COM2(16550互換、9ピン D-SUB)
④PCカードスロット	PCMCIA Type II×2、またはType III×1
⑤使用周囲温度	0℃～50℃
⑥保存周囲温度	-10℃～60℃
⑦電源	+5VDC 入力範囲: 5VDC±5% 1.5A (Max.)
⑧外形寸法	145 (W) × 103 (D) × 49 (H) mm(オプションなしのとき)

■IPC-BX/M10DC5



GPS レシーバ

(2) GPS レシーバ

- ・ GPS アンテナの信号を受信し位置情報を出力します。

<機能仕様>

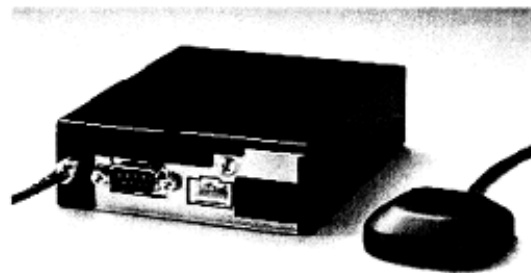
項目	仕様
①受信方式	L1, C/AコードGPS SPS (Standard Positioning Service) 受信機
②チャンネル数	8チャンネル マルチチャンネル
③測位方法	他衛星同時測位 (最大8衛星) 位置フィルタ付 ジャイロ内臓ハイブリッド測位
④受信周波数	1575.42MHz
⑤測位更新時間	約1秒
⑥出力データ	東京測地系 緯度・経度、高度、移動速度、移動方位、時刻、DOP値 (HDOP, VDOP)、 誤差長軸・短軸、ジャイロデータによる速度、方位、オドメータ、速度変化量、 方位変化量

<一般仕様>

項目	仕様
①使用周囲温度	-10℃~60℃
②電源	DC14.4V (定格10.8~15.1V)
③消費電力	300mA以下 (14.4V) アンテナ接続時
④バックアップ時	0.7mA以下 (14.4V)
⑤外形寸法	110 (W) × 92 (D) × 30.5 (H) mm

<アンテナ部仕様>

項目	仕様
①形状	マイクロストリップ平面アンテナ
②感度	-130dBm
③使用電圧	5V
④消費電流	23mA標準
⑤使用温度範囲	-40℃~+85℃
⑥外形寸法	46 (W) × 46 (D) × 12.7 (H) mm



GPS-2003ZZ

※商品構成：
本体/GPSアンテナ/電源ケーブル
標準パラスタックケーブル/バックアップ長ケーブル



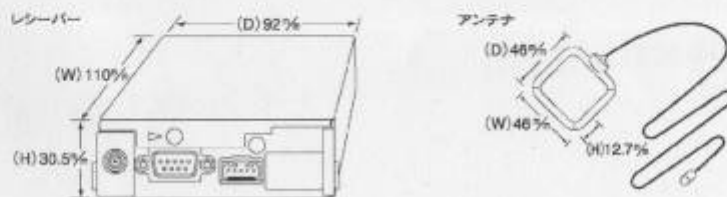
仕様

レシーバー部

受信方法	LLC/AコードGPS, SPS(スタンダードポジショニングサービス)受信機	使用電源	10.8~15.1V(定格14.4V)
チャンネル数	8チャンネル マルチチャンネル	消費電流	300mA以下(14.4V) アンテナ接続時
測位方法	多衛星同時測位(最大8衛星) 位置フィルター付 ジャイロ内蔵ハイブリッド測位	バックアップ時電流	0.7mA以下(14.4V)
受信周波数	1575.42MHz	使用温度範囲	-10°C~60°C
測位更新時間	約1秒/0.5秒(ハイブリッド測位、バイオニアバケット出力時)	通信コネクタ	D-sub 9PIN
インターフェイス	1系統 EIA-232D(RS-232C)準拠	外形寸法	110(W)×30.5(H)×92(D)mm
伝送方式	バイオニアバケット 9600/4800bps NMEAバケット 4800bps MODEピンによる切り替え	質量	0.39kg
出力データ	東京測地系(WGS-84他にも外部コマンドにて対応) 緯度・経度・高度・移動速度・移動方位・時刻、 DOP値(HDOP,VDOP),誤差長軸・短軸,ジャイロデータによる 速度・方位,オドメーター,速度変化量,方位変化量。	アンテナ部仕様	
		形状	マイクロストリップ平面アンテナ
		感度	-130dBm
		ケーブル長	6m
		使用電源電圧	5V
		消費電流	23mA標準
		使用温度範囲	-40°C~+85°C
		外形寸法	46(W)×12.7(H)×46(D)mm
		質量	0.14kg

※本製品にはアプリケーションは付属しておりません。製品添付の取扱説明書に基づいてお取り扱いいただく必要があります。
※国外での使用に対応しております。お問い合わせください。

寸法図



Windows CE .NET 4.2 搭載 SH4 CPU
ボックスコンピュータ[®] (日本語 OS、DC5V 電源)

IPC-BX/M10DC5-4J

¥126,000 (本体価格 ¥120,000)



製品の価格・仕様・色・デザインは、予告なしに変更することがあります。

Windows CE は、組み込み用途を前提として設計され、OS が各部分ごとのモジュール構造となっており、必要な部分だけ実装できるようになっています。他の Windows 系 OS より軽く、電源のオン・オフの簡単さ、起動時間の短さ、安価な事など、組み込み用途にとって大きな魅力を持つ OS の一つになっています。

Windows CE .NET 4.2 搭載小型 BOX-PC は、組み込み用 PC として従来の PC/AT 互換 IPC、PLC、組み込み用専用マイコン等に置き換わる分野で使用されていますが、お客様のアイデア次第で、これら以外にも様々な可能性を持っています。

この Windows CE .NET 4.2 搭載小型 BOX-PC は、CPU に SH-4(HDS6417751R)を搭載し、SH-3 を搭載していた IPC-BX/MSH シリーズの後継機として互換性を果たしつつ、処理の高速化を実現すべく開発いたしました。

IPC-BX/MSH シリーズと同様、COM ポート、Ethernet などの基本的な IO に加え、新たに絶縁 IO、USB を搭載し、汎用的なハードウェアとして設計しておりますので Windows CE アプリケーション応用に使用していただくことが可能です。

特長

組み込み用途に適した、“葉書きサイズ”の小型ボックスコンピュータ[®](BOX-PC)です。COM ポート、LAN、USB など標準的なインターフェイスを内蔵し、さらに PC/104 バスによる機能拡張も可能です。

- ・ コンパクトな形状(ほぼ A6 サイズ)
- ・ 128MB(SDRAM)のシステムメモリを標準搭載
- ・ ユーザー領域として使用できる、書き込み/消去可能な 128MB の Flash ROM を内蔵。ユーザープログラムの追加/削除が可能
- ・ シリアル 2ch、USB、PC カードスロット、100BASE-TX LAN、汎用 IO、ステレオサウンド機能を装備
- ・ XIP&メモリローディングブート機能により最短期約 10 秒の高速な起動動作を実現
- ・ システム開発をサポートする「CONTEC Manager」を搭載 (スケジュール、FTP サーバ、オートランなど)
- ・ PC/104 バス標準搭載

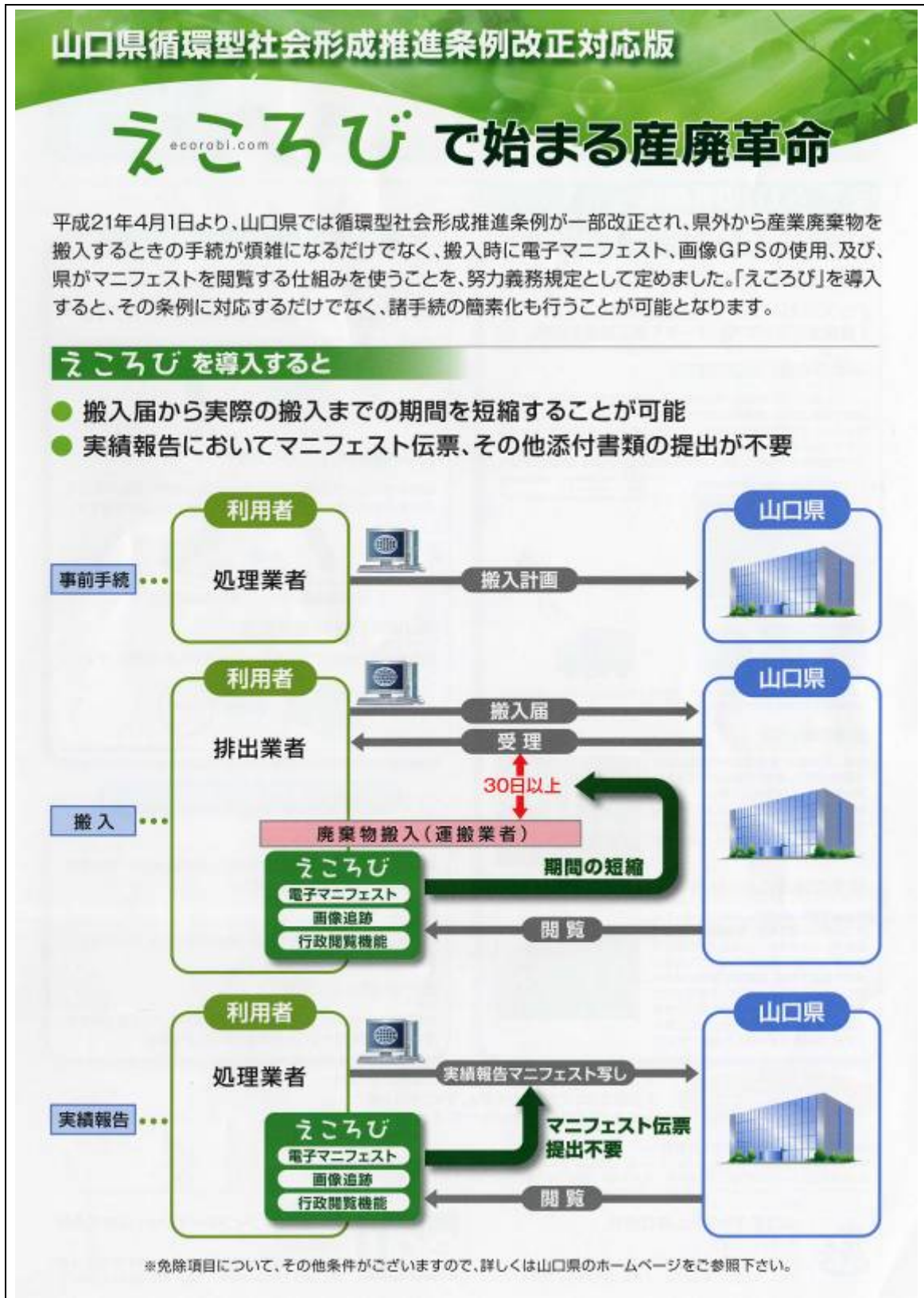
Windows CE .NET の特長

SH4 CPU & .NET 搭載 IPC シリーズに搭載されている Windows CE .NET 4.2 には、当社独自の機能として次のような機能が搭載されています。

- ・ 豊富なドライバ
本シリーズには、マザーボードに搭載されている各デバイス用に Windows CE 用のドライバが標準で搭載されています。
- ・ 各種設定機能
本シリーズでは、標準添付の各種ドライバの設定を専用のコントロールパネルにより、設定することが可能です。この機能により、お客様の仕様にあわせた設定に変更することが可能です。
- ・ CONTEC Manager
本シリーズを、より使い易くするリモートメンテナンスなど多くの便利な機能を提供しています。
- ・ オブジェクトストア/レジストリのバックアップ機能
この機能により、当社より提供したドライバに変更があった場合、この機能を利用すると、Windows CE OS イメージ(以下、NK.BIN)を修正することなく、モジュールの修正を行うことが可能です。また、レジストリの設定内容のバックアップも可能です。
- ・ NF ディスク機能
Windows CE から、オンボード NAND Flash をディスクとして扱うことができますので、お客様のアプリケーションを NF ディスク上にコピーすることが可能です。
- ・ 高速ブート
本シリーズでは、高速な起動(約 10 秒)と高速な動作を実現するため XIP&メモリローディングブート機能を利用しています。
- ・ ウォッチドッグタイマ機能
本シリーズには、ウォッチドッグタイマ機能が搭載されていますので、お客様のアプリケーションからウォッチドッグタイマ機能をご利用いただけます。
- ・ バックライト機能
本シリーズには、バックライト機能が搭載されています。コントロールパネルから、設定をすることで、一定時間入力がなかったときなどに LCD のバックライトを消灯します。
- ・ オートラン機能
ATA カードや、CF カードを挿入することで、自動的にアプリケーションを起動することが可能です。この機能により、ファイルのコピーなど一定の作業を順次こなすことが可能です。
- ・ BIOS のアップデート機能
本シリーズには、各ハードウェアの初期化と、システムのブート機能を提供するために、専用の BIOS を搭載しています。この BIOS は、EEPROM に搭載されており、バージョンアップが発生したときなど、容易にアップデートできるように、BIOS のアップデートが行えます。また、BIOS の書き込みに失敗したときのリカバリ手段としてイメージシーブート機能も搭載しています。

3) 携帯電話を利用した輸送情報管理

ケース2で使用した携帯電話を使用した輸送情報管理の概要



簡単登録・書類の免除!



えころびの各機能

画像追跡機能(えこ証明)

処理プロセスの見える化で、適正処理を証明

COCO-DATES[®]の写真証明技術により、信頼性の極めて高いデータで適正処理を証明。

■車両の運行経路の証明

カーナビなどに使われるGPSを利用して、最終処理場への経路、処理した位置を衛星で測定。客観的に証明されるデータにします。位置の証明は^{※1}、決められた処分場を確実に利用していることを実証。経路をチェックすることで、処分場に行く途中で不法投棄がないかを確認できます。操作はすべて携帯電話でOK^{※2}。難しい技術も高価な初期投資も必要ありません。



COCO-DATES

正確な運行ルート証明

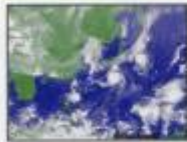
正確な処分場の位置証明

操作は携帯電話でOK

GPS衛星により経路を追跡して地図上で表示。既定のルートを行っていると証明します。操作は携帯電話で簡単。どこでも利用できます。

■時間の証明

処理した時間を、気象衛星を利用することで厳格に証明します。気象衛星でとらえた雲の画像は、人間の目撃と同じで、時間と関係して同じもの一つとしてありません。そのため、偽造や改ざんは極めて困難。この厳格なデータをコード化して処理写真画像に埋め込みます。



■写真画像による証明

処理現場の写真を撮影。画像データにしてオフィスへ送信します。写真画像で廃棄状況をチェックできるのに加え、現地調査のチェックシートに基づいて、ポイントとなる場所を撮影すれば、廃棄物が適切に処理されているかを効果的に継続して確認することができます。これら現場の写真には時間と位置、経路データがコード化されて埋め込まれ、証明内容を一括して管理できます。



電子マニフェスト機能

電子マニフェストで事務作業の効率化

■パソコン、携帯電話からの発行、報告が可能

インターネットに接続できる環境があればどこからでも処理可能です。



オフィス/パソコン



携帯電話

■予約発行でらくらく承認

処理業者からも予約発行が出来るため、排出業者が現場で承認ボタンを押すだけでマニフェスト承認・発行を行うことが可能です。



携帯電話
現場



オフィス

■JWNETとの完全互換

処理業者はJWNET[®]から報告しても、すぐに情報反映します。



※1: 株式会社日本環境事業株式会社環境センター

行政側閲覧機能

■閲覧権限を設定可能

事業場ごとに閲覧権限を設定することが可能なため、その他の情報を見られる心配がありません。

■改ざん防止

行政側(山口県等)へは、閲覧のみの権限となるため、情報の改ざんをされる心配がありません。

■一括閲覧(行政側)

行政側は一つのログインIDで、閲覧権限を与えられた全ての事業場を一括して閲覧することが可能となっております。

位置時間証明情報提供サービス

位置と時間を証明するしくみ



3. 関連法規

1) コンテナ輸送における規制改革に関する通知

環廃産発第 050325002 号

平成 17 年 3 月 25 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「規制改革・民間開放推進 3 年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）

「規制改革・民間開放推進 3 年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用に関して、貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化等のため平成 16 年度中に必要な措置を講ずることとされたところであるが、これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。なお、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第一 貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化

1 産業廃棄物のコンテナ輸送の定義

産業廃棄物のコンテナ輸送とは、コンテナ（貨物の運送に使用される底部が方形の器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械荷役、積重ね又は固定の用に供する装具を有するもの）であつて、日本工業規格 Z 1627 その他関係規格等に定める構造・性能等に係る基準を満たしたものに産業廃棄物又は産業廃棄物が入った容器等を封入したまま開封することなく輸送することをいうこと。

2 産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲について

産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれも満たす作業については産業廃棄物のコンテナ輸送による運搬過程にあるととらえ、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条第1項第1号ロ若しくは第6条の5第1項第1号ロに規定する積替え（以下単に「積替え」という。）又は令第6条第1項第1号ハ若しくは第6条の5第1項第1号ハに規定する保管（以下単に「保管」という。）に該当しないと解するものとする。

- (1) 封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送において、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものであること。
- (2) 当該作業の過程で、コンテナが滞留しないものであること。

第二 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化

令第7条に規定する産業廃棄物処理施設については、昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」中第2の12において「いずれも独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント（一定の生産工程を形成する装置をいう。）の一部として組み込まれたものは含まない」としてきたところであるが、汚泥の脱水施設に関する法上の取扱いについて、その運用を以下のとおりとすること。

- 1 次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととすること。
 - (1) 当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。
 - (2) 脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。
 - (3) 当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。
- 2 上記1(1)から(3)に掲げる要件を満たす脱水施設における産業廃棄物たる汚泥の発生時点は、従前のおり当該脱水施設で処理する前とすること。
- 3 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設等汚泥の脱水施設以外の処

理施設についても、上記と同様の考え方により令7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かを判断するものとする。

- 4 従来法第15条第1項の許可が必要な産業廃棄物処理施設として扱われてきた汚泥の脱水施設等について、上記1(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たし、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないことが明らかとなった場合には、法第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項に定める廃止届出の提出を求めるなどして法の適用関係を明らかにするよう取り扱われたいこと。

第三 企業の分社化等に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し

- 1 事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という。）については、次の(1)から(5)に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者との間に直接の雇用関係にある必要はないこと。
 - (1) 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。
 - (2) 処理の用に供する処理施設の使用権限及び維持管理の責任が、当該事業者にあること（令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設については当該事業者が法第15条第1項の許可を取得していること。）。
 - (3) 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務従事者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。
またこれにより、当該事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合には業務従事者の変更を行うことができること。
 - (4) 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。
 - (5) (3)及び(4)についての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること。
- 2 なお、事業の範囲としては、上記(3)に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要があり、例えば当該事業者の構内又は建物内で行われる場合はこれに該当するものと解して差し支えないこと。

第四 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

平成3年10月18日付け衛産第50号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知で示したとおり、産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合の収

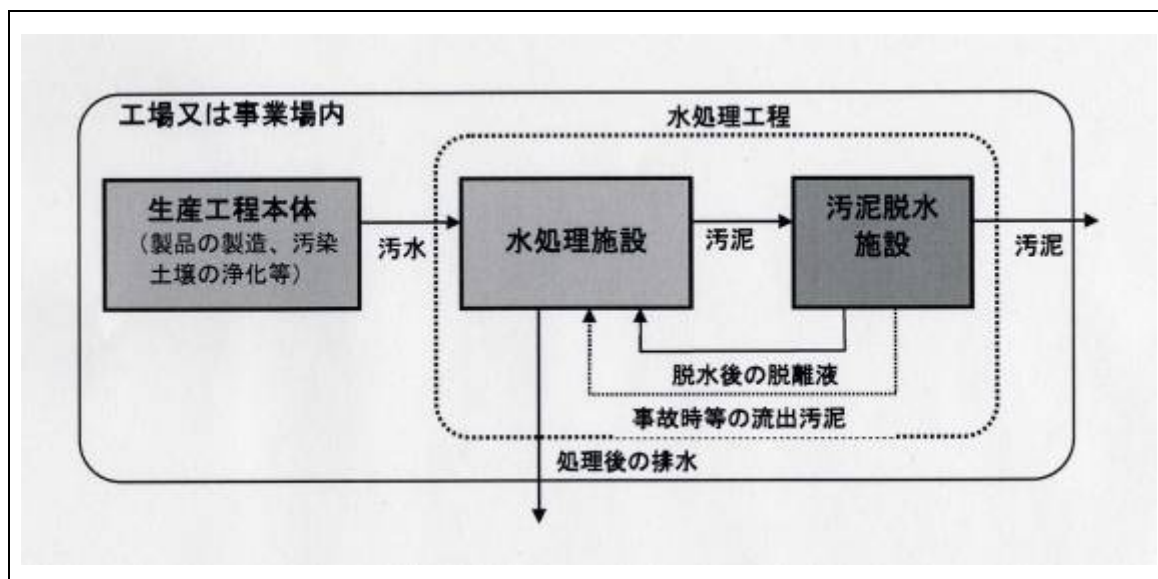
集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、産業廃棄物の収集運搬に当たり、法が適用されること。一方、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないこと。

なお、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、この場合の廃棄物に該当するか否かの判断に当たっては特に次の点に留意し、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があること。

- (1) その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これらに当たらないと解すること。
- (2) 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用するために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していないこと。
- (4) 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

参考1（第二関係）

汚泥の脱水施設について令第7条に規定する
産業廃棄物処理施設にあたらないと判断する場合の概念フロー例



なお、上図において、生産工程本体から排出される時点で、すでに汚泥とみなせる場合は、これに続く処理工程全体（凝集沈殿処理等の汚泥濃縮工程を含む。）を「汚泥の脱水施設」とみなし、1日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるものは令第7条に規定する産業廃棄物処理施設として取り扱う。

参考2（第四関係） 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化に係る疑義照会事例

【事例1】

○照会事項

ビール会社A社においてはビールを生産する過程で不要物として余剰のビール酵母が発生するが、このビール酵母を原料として、薬品会社B社では医薬品を、食料品会社C社では食料品（おつまみ類）を生産している。又、A社は現在当該ビール酵母のA社からB社又はC社までの運搬を自ら行っている。A社は、今後B社又はC社への運搬をD社に委託することを検討しているが、D社に運搬費用として支払う料金をB社又はC社から受け取るビール酵母の売却代金と比較すると運搬費用の方が高い（10倍程度）。この場合

(1)D社は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があると解してよろしいか。

(2) B社及びC社は廃棄物処理施設及び廃棄物処理業に係る許可を取得する必要はないと解してよろしいか。

○回答

(1) 及び(2)について、貴見のとおり。

【事例 2】

○照会事項

A製鉄所においては、冷鉄源溶解法（小規模な高炉のようなもので、電炉とは異なり、良質の鉄の製造が可能。）により、スクラップを鉄に再生しており、この工程に、炭素源及び鉄源として、廃タイヤを1/32カット又は1/16カットしたものを投入することにより、再生利用したいと考えている。A製鉄所は、1,000円/tで廃タイヤを購入する計画で（トラックで搬入されるものについては炉前渡し、船で搬入されるものについては岸壁渡し）ある。しかしながら、遠方から搬入されるものについては、タイヤカット業者が収集運搬業者に支払う収集運搬費用が、タイヤカット業者がA製鉄所から受け取るタイヤカット代金を上回る。この場合、A製鉄所は廃棄物処理施設及び廃棄物処理業に係る許可を取得する必要はないと解してよろしいか。

○回答

貴見のとおり。

【事例 3】

○照会事項

建設汚泥の中間処理業者A社は、建設汚泥をコンクリート固化した再生土を改良土と称し、再生土販売代理店B社に対し契約上は10トントラック1台あたり100円で売却しているが、10トントラック1台あたり備車代名目で7,000円、運搬代名目で3,100円を支払っている。A社の再生土の99%は、B社を経由して建設業者C社により土地のかさ上げとして埋め戻しされており、B社以外の業者に直接販売される再生土は1%に過ぎない。

なお、建設汚泥を近隣の管理型最終処分場で処分する場合の処分費用は概ね1トあたり6,000円～18,000円であり、中間処理を必要としない建設発生土（残土）の処分費用は1トあたり500円～1,000円である。この場合、建設業者C社による埋め戻しは廃棄物の最終処分と解してよろしいか。

○回答

貴見のとおり。

2) コンテナ輸送における規制改革通知についてのQ&A

規制改革通知に関するQ&A集

(平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

平成17年7月4日

環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

I Q&Aの趣旨

本Q&Aは、平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知(以下「規制改革通知」という。)の運用に当たっての一般的な考え方を示したものである。したがって、実際の事例にこの考え方をどのように当てはめるかについては、都道府県等において、規制改革通知の趣旨を踏まえて個別具体的に判断されることとなる。

II Q&A

第一 貨物駅における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化

1 産業廃棄物のコンテナ輸送の定義

産業廃棄物のコンテナ輸送とは、コンテナ（貨物の運送に使用される底部が方形の器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械荷役、積重ね又は固定の用に供する装具を有するもの）であつて、日本工業規格Z1627その他関係規格等に定める構造・性能等に係る基準を満たしたものに産業廃棄物又は産業廃棄物が入った容器等を封入したまま開封することなく輸送することをいうこと。

2 産業廃棄物収集運搬業の許可の範囲について

産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれも満たす作業については産業廃棄物のコンテナ輸送による運搬過程にあるととらえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条第1項第1号ロ若しくは第6条の5第1項第1号ロに規定する積替え（以下単に「積替え」という。）又は令第6条第1項第1号ハ若しくは第6条の5第1項第1号ハに規定する保管（以下単に「保管」という。）に該当しないと解するものとする。

(1) 封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送において、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない

容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものであること。

(2) 当該作業の過程で、コンテナが滞留しないものであること

Q 1. 「コンテナが滞留しない」か否かに関して、例えば鉄道輸送の場合に、完全予約制により積載する列車・積載量等が予め決まっているコンテナを、積載する予定の列車が到着するホームに置いて、数時間後に到着する列車への積み込みを待っている状態は「滞留」にあたらないと解してよいか。

A. 貴見のとおり。

Q 2. 船舶が着岸する直前に船舶に積み込む予定のコンテナを埠頭に置いておくことは、コンテナの滞留にあたるか。

A. コンテナの数が船舶に積み込める数を超過していなければ滞留にはあたらない。

第二 汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化

令第7条に規定する産業廃棄物処理施設については、昭和46年10月25日付け環整第45号厚生省環境衛生局環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」中第2の12において「いずれも独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント（一定の生産工程を形成する装置をいう。）の一部として組み込まれたものは含まない」としてきたところであるが、汚泥の脱水施設に関する法上の取扱いについて、その運用を以下のとおりとすること。

1 次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす汚泥の脱水施設は、独立した施設としてとらえ得るものとはみなされず、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととすること。

(1) 当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること。

(2) 脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと。

(3) 当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること。

2 上記1(1)から(3)に掲げる要件を満たす脱水施設における産業廃棄物たる汚泥の発生時点は、従前のとおり当該脱水施設で処理する前とすること。

3 廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設等汚泥の脱水施設以外の処

理施設についても、上記と同様の考え方により令7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当するか否かを判断するものとする。

- 4 従来法第15条第1項の許可が必要な産業廃棄物処理施設として扱われてきた汚泥の脱水施設等について、上記1(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たし、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないことが明らかとなった場合には、法第15条の2の5第3項において準用する第9条第3項に定める廃止届出の提出を求めるなどして法の適用関係を明らかにするよう取り扱われたいこと。

Q3. 工場又は事業場内に設置されているが生産工程とはパイプライン等で結合されていない脱水施設であっても、工場又は事業場内における生産工程から発生した汚水のみを処理する場合には本通知の対象となるものと解してよいか。

A. 物理的に生産工程と結合されていない場合には、独立した施設としてとらえ得るものであるため、本通知の対象とはならない。

Q4. 泥水式シールド工事等の泥水循環工法において発生する泥水や、ダム工事の骨材製造工程において発生する濁水の処理施設の一装置として脱水施設が組み込まれている場合、これらを「一定の生産工程」としてとらえうると解してよいか。

A. 「一定の生産工程」は、製品の製造工程に限定されるものではなく、建設工事の工程も該当しうる。すなわち、泥水式シールド工事等の泥水循環工法やダム工事の骨材製造工程における脱水施設も、これが当該建設工事の本体工程と一体不可分の工程を形成しており、かつ、1(1)～(3)に掲げる要件を全て満たしているものについては、令第7条に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないものとして取扱うこととする。

Q5. 「当該工場又は事業場内における生産工程本体」であれば、別法人による生産工程本体から発生した汚水が混入しているケースも該当すると解してよいか。

A. 当該生産工程本体と水処理施設及びその一装置として組み込まれている脱水施設が全体として一体不可分の工程を形成している場合には、該当しうる。

Q6. 汚染土壌を浄化する事業や砂利を洗浄する事業の浄化・洗浄工程における汚泥の脱水施設も、本通知の対象となるものと解してよいか。

A. これらの事業の生産工程本体は廃棄物に該当しないものを浄化・洗浄するもの

であり、汚泥の脱水施設がこの本体工程と一体不可分の工程を形成している場合には、製造工程の一環となっている汚泥の脱水施設と同様に扱うことができることから、本通知の対象となる。

Q 7. 浄水場・下水処理場における水処理（沈殿池等）で発生する汚泥の脱水施設については、本通知の対象となるものと解してよいか。

A. 水処理工程そのものを生産工程とみなすことは適当でないため、本通知の対象とはならない。

第三 企業の分社化等に伴う雇用関係の変化に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し

- | |
|--|
| <p>1 事業者が自らその産業廃棄物の処理を行うに当たって、その業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という。）については、次の(1)から(5)に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該事業者との間に直接の雇用関係にある必要はないこと。</p> <p>(1) 当該事業者がその産業廃棄物の処理について自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていること。</p> <p>(2) 処理の用に供する処理施設の使用権限及び維持管理の責任が、当該事業者にあること（令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設については当該事業者が法第15条第1項の許可を取得していること。）。</p> <p>(3) 当該事業者が業務従事者に対し個別の指揮監督権を有し、業務従事者を雇用する者との間で業務従事者が従事する業務の内容を明確かつ詳細に取り決めること。またこれにより、当該事業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合には業務従事者の変更を行うことができること。</p> <p>(4) 当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で、法に定める排出事業者に係る責任が当該事業者に帰することが明確にされていること。</p> <p>(5) (3)及び(4)についての事項が、当該事業者と業務従事者を雇用する者との間で労働者派遣契約等の契約を書面にて締結することにより明確にされていること。</p> <p>2 なお、事業の範囲としては、上記(3)に掲げる当該事業者による「個別の指揮監督権」が確実に及ぶ範囲で行われる必要があり、例えば当該事業者の構内又は建物内で行われる場合はこれに該当するものと解して差し支えないこと。</p> |
|--|

Q 8. 事業の範囲として構外又は建物外で行われる場合で「個別の指揮監督権」が確実に及ぶことはありうるのか。

A. 構外又は建物外で行われる場合には、一般的には個別の指揮監督権が及ぶと認めることは難しいと考えるが、実質的に構内又は建物内と同等の指揮監督権が及ぶと認められる客観的要素があれば、本通知が適用可能である。御質問のケ

ースについては、本通知の趣旨を踏まえ、都道府県等により個別具体的に判断されることとなる。

第四 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

平成3年10月18日付け衛産第50号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知で示したとおり、産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、産業廃棄物の収集運搬に当たり、法が適用されること。一方、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないこと。

なお、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、この場合の廃棄物に該当するか否かの判断に当たっては特に次の点に留意し、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があること。

- (1) その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これらに当たらないと解すること。
- (2) 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用するために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していないこと。
- (4) 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

Q9. 再生利用が予定されている産業廃棄物について、再生利用の入口となる、引渡し（輸送）の過程で廃棄物処理法の規制を及ぼすのは、円滑なりサイクル市場の発展を阻害するのではないか。

A. 廃棄物処理法が他人に有償で売却することができない物を廃棄物としてとらえて規制を及ぼしているのは、たとえそれが他者に引き渡した後に再生処理等により有償で売却できるものになるとしても、今その物を占有している者にとって不要である場合、ぞんざいに扱われ生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることによるものである。

このように、廃棄物について、いずれ有償売却されることや再生利用される

ことを理由に廃棄物処理法の規制を及ぼさないことは不適切であり、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要がある。

Q10. 通知本文及び参考2で列挙した事例においては、売却代金と運搬費用の比較等金銭面のみの判断が重視されているように見受けられるが、廃棄物該当性の判断について、「その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する考え方」（総合判断説）との関係はどうなっているのか。

A. 本通知第四は、表題にあるとおり「廃棄物」か否か判断する際の要素の一つである輸送費の見取り等について主として示したものである。一方、実際に輸送（収集運搬）や再生利用（処分）の段階で廃棄物か否かを判断するに際しては、輸送費及び売却代金の比較のみではなく、通知本文にも示したとおりその物の性状、排出の状況、通常の見取り形態等その他の要素も総合的に勘案して、その物の排出時点において判断することとしており、この考え方に何ら変更はないものである。

参考2に列挙した事例については、輸送費及び売却代金に重点を置いて紹介しているが、実際には物の性状・通常の見取り形態等その他の要素（事例1及び事例2においては、再生利用の方法が技術的に確立しており、製造した製品（医薬品・鉄）の売却実績があること、一方事例3における「埋め戻し」においては、用途に適さない汚泥が含まれた再生土により土地のかさ上げを行っていることなど）も総合的に勘案して本結論に至ったものである。

Q11. 「当該再生利用が製造事業として確立・継続しており」とあるが、なぜ再生利用の内容が製品の製造に限定されるのか。有償で譲り受ける者の再生利用として、建設工事における埋立材としての利用や熱回収（サーマルリサイクル）はあたらないのか。

A. 本通知第四の留意事項（2）においては、再生利用する業者に対し有償譲渡をする物であるにもかかわらず、引渡し側にとって事業全体として経済的損失が生ずるような輸送を敢えて行う特殊なケースとして、製造事業における再生利用について、再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等何らかの合理的な理由により譲渡先が限定され、これにより輸送費が上回る場合が実際に見られることを踏まえて、解釈の留意事項を示したものである。一方、建設工事における埋立材としての利用や熱回収については、現時点でそのようなケースは想定しにくい。

- Q 1 2. ガソリンスタンドや自動車整備工場、各種工場から排出される廃油（廃潤滑油等）の大部分は、廃油再生業者によって回収され、燃料として再生利用されている。排出事業者と廃油再生業者との間の取引は、回収量や運搬距離によっては廃油再生業者が排出事業者に対して適正な対価を支払う有償取引が一部行われることもあるが、再生利用が困難な有害物を含有する可能性があることなどから、廃油取引市場一般としては有償取引が行われているとは言い難い状況にある。こうした状況においては、廃油（廃潤滑油等）の回収行為について産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要があるか。
- A. 一回の取引のみで有償性を判断するのではなく、当該事業者の事業全体で有償取引が行われていると認められない限りは、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要がある。

3) 山口県の県外産業廃棄物の搬入手続き

山口県循環型社会形成推進条例に係る手続について

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

山口県循環型社会形成推進条例が改正され、平成21年4月1日以後に県内（下関市を除く。）に搬入される県外産業廃棄物について次の手続が必要になります。

県外産業廃棄物の処分の届出

- 県外産業廃棄物を受け入れて処分しようとする県内の処分業者は、毎年3月31日までに、翌年度に搬入を受け入れようとする県外産業廃棄物の種類、数量等の届出が必要
- 上記の届出事項を変更しようとするときは、変更届が必要
《変更届を要しない場合》
 - ★ 届出した産業廃棄物の数量の減少、届出者が法人である場合の代表者の変更

県外産業廃棄物の搬入の届出

- 県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとする県外排出事業者は、搬入の30日前までに届出が必要
《届出を要しない場合》
 - ★ 1年間の搬入量が、産業廃棄物で10トン未満、特別管理産業廃棄物で0.5トン未満の場合は届出は不要
- 当該届出には、次の書類の添付が必要
 - ・ 県外産業廃棄物の性状を明らかにする書類
 - ・ 県外産業廃棄物を排出する事業場の排出工程図
 - ・ 県外産業廃棄物の運搬又は処分を他の者に委託する場合は当該委託に係る契約を締結したことを証する書類（委託契約書の写し又は受託者に係る受託承諾書の写し）
 - ・ その他知事が必要と認める書類《書類の添付を要しない場合》
 - ★ 当該産業廃棄物の全量又は大部分が再生利用の事業に供される場合、優良性評価制度又は山口県エコファクトリーの認定を受けた処分業者に委託して処分（埋立処分を除く。）する場合は、書類の添付は不要
- 搬入届の届出事項を変更しようとするときは、変更届が必要
- 当該変更届には、上記の搬入届に係る書類（変更に係るものに限る。）の添付が必要
《変更届を要しない場合》
 - ★ 届出した産業廃棄物の数量の減少、届出者が法人である場合の代表者の変更及び搬入期間の短縮

県外産業廃棄物を含む産業廃棄物の県内（下関市を除く。）での処分状況（平成21年4月1日以後の処分状況）について、定期的に報告が必要になります。

処分状況の報告

- 産業廃棄物の処分業者及び産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可施設）が設置されている事業場を設置している事業者は、前年度の県外産業廃棄物の処分量の区分に応じて定期的に処分状況の報告が必要

《報告の頻度》

前年度の県外産業廃棄物の処分量	報告の頻度	報告の期日
1万トン以上	毎月	報告月の翌月末
千トン以上1万トン未満	3月ごと	同上
百トン以上千トン未満	6月ごと	同上
百トン未満	1年ごと	同上

○ 県外産業廃棄物に係る処分状況の届出には、次の書類の添付が必要

- ・ 県外産業廃棄物の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- ・ その他知事が必要と認める書類

《書類の添付を要しない場合》

- ★ 当該産業廃棄物の全量又は大部分が再生利用の事業に供される場合、優良性評価制度又は山口県エコファクトリーの認定を受けた処分業者に委託して処分する場合及び処分業者が電子情報処理組織（追跡管理システム）を導入し、県が当該システムを閲覧することにより県外産業廃棄物の産業廃棄物管理票の情報を確認できる場合は、書類の添付は不要（埋立処分の場合を除く。）

★ 平成20年度分の処分状況については、従来どおり、平成21年6月30日までの報告で可

★ 県外産業廃棄物の処分を行わない場合は、毎年度の「県内産業廃棄物の処分状況」を4月30日までに報告（毎年1回の報告で可）

問い合わせ先

条例に関する御質問、相談は、次の機関でお尋ねください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
山口県岩国健康福祉センター (山口県岩国環境保健所)	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1528
山口県柳井健康福祉センター (山口県柳井環境保健所)	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	0820-22-3631
山口県周南健康福祉センター (山口県周南環境保健所)	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834-33-6429
山口県防府健康福祉センター (山口県防府環境保健所)	〒747-0801 防府市駅南町14-28	0835-22-3740
山口県山口健康福祉センター (山口県山口環境保健所)	〒753-8588 山口市大字吉敷3325-1	083-934-2536
山口県宇部健康福祉センター (山口県宇部環境保健所)	〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28	0836-31-3200
山口県長門健康福祉センター (山口県長門環境保健所)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811
山口県萩健康福祉センター (山口県萩環境保健所)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2663
山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2983

4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(1) 廃棄物処理法 14 条

第三節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管

轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 7 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - 1 1 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
 - 1 2 第一項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第六項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処分業者」という。）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
 - 1 3 産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。
 - 1 4 **産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りでない。**
 - 1 5 第七条第十五項及び第十六項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(2) 廃棄物処理法施行規則第8条

(産業廃棄物保管基準)

第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

(1) 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ) 産業廃棄物の保管の場所である旨

(ロ) 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

(ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の(1)及び(2)に掲げる場合に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側

に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の（i）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、（i）又は（i i）に規定する高さのうちいずれか低いもの）

（i） 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

（i i） （1）に規定する高さ

（ロ） 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の（i）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、（i）又は（i i）に規定する高さのうちいずれか低いもの）

（i） 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

（i i） （1）に規定する高さ

（ハ） その他必要な措置

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。